

4x

3T正

important

1994年 月

「従軍慰安婦問題」に関する提言（案） **

日本弁護士連合会
世界女性会議参加準備W・G

目 次

	頁
第1 はじめに	1
第2 「従軍慰安婦」制度と問題の所在	2
1. 国家による「従軍慰安婦」制度の創設と管理	2
2. 被害の実態	5
(1) 「従軍慰安婦」のおかれた状況	
(2) 元「従軍慰安婦」の被っている後遺障害	
3. 問題の所在	7
(1) 国際法・国際慣習法の無視、違反	
(2) 女性差別	
(3) 民族差別	
(4) 現代の問題としての従軍慰安婦	
4. 「従軍慰安婦」の被害者の求めているものと 日本政府の対応	9
(1) 「従軍慰安婦」の被害者の求めているもの	
(2) 日本政府の対応	
第3 日弁連における取り組みの経過	11
第4 国内裁判及び国連審議の現状と争点	12
1. 慰安婦裁判の提訴	12
2. 国連における現状	12
第5 日本の法的責任	14
1. 条約、国際慣習法の遵守義務	14
2. 国際法、国際慣習法違反	14
(1) 国際人道法違反	
(2) 醜業を行はしむる為の婦女売買禁止に関する 条約等違反	
(3) 強制労働に関する条約違反	
(4) 奴隷の状態または隷属状態におかれない自由 と権利の侵害	
~~3 日本法違反~~	~~19~~

(1) 民法709条、715条違反など

(2) 国家賠償法

4. 日本の国家責任 21

(1) 条約に定められた責任の規定

(2) 被害者の被害の回復を求める権利

(3) 国連人権委員会の特別報告者による最終報告

(4) 条約等の請求権法規条項について

(5) 戦争犯罪、人道に反する罪と処罰

(6) 不処罰を理由とする賠償義務

第6 提言 29

1. 被害実態の把握と責任の所在の明確化などの真相

の徹底した究明とその開示 29

2. 被害者に対する被害回復措置 30

(1) 被害回復措置

(2) 賠償の方法

3. 常設仲裁裁判所の利用 31

4. 歴史教育 33

5. 国連の「戦争犯罪及び人道に反する犯罪に~~対する~~
時効不適用条約」の批准・実施を検討すること 34

6. 戦争犯罪等を裁く国際刑事裁判所の創設を検討す
ること 34

関する

第1. はじめに

「従軍慰安婦」の問題は、決して過去の問題ではない。

元「従軍慰安婦」被害者に対する加害行為は、人類史上でも稀有の女性に対する国家的・組織的犯罪である。それは、女性に対する暴力の極限である。民族差別によって修飾された女性に対する差別が、戦時状況下で噴出したものである。この「従軍慰安婦」問題を解決しないまま今日に至って、日本の経済は繁栄を背景に、アジア人女性に対する人身売買による売春の強要など、現代の「女性に対する暴力」及びこれと結びついた民族差別問題を惹起している。

日本帝国軍による、いわゆる「従軍慰安婦」被害者らは、過去3年間にわたり日本政府に対して、真相の究明、誠実な謝罪、責任の承認、被害者個人に対する賠償の支払い等を要求してきた。この間、生存被害者らの高齢化が進み、韓国だけでも5名の元「慰安婦」が死亡している。被害者の早期救済は、一刻の猶予も許されない。来年は、敗戦50年という節目を迎える。また、来年(1995年)9月には、北京において国連世界女性会議が開催される。それまでに女性に対する差別の極限である性的奴隷制犯罪のこの問題の決着がはからなければならない。

日本弁護士連合会は、1993年10月、第36回人権擁護大会において、この問題を含む「戦後補償問題」の早期解決を求める宣言を採択した。

しかるに、日本政府は、現在に至るも、この問題に関する法的責任をとることを怠っている。

本年(1994年)7月18日、五十嵐広三官房長官は記者会見の席上、戦後補償問題で、政府が慰安婦などに対する個人補償は、「してないのは政府の一貫した方針」であると明言した。そして政府は、一連の戦後処理問題の解決の具体策とは、1000億円規模の「平和友好交流基金」による「補償に代わる措置」及び元「従軍慰安婦」に対し、民間からの「共同募金方式」で集める「見舞金」支給による「補償に限りなく近い形での措置」を構想している。

来年の戦後50周年に向けた
戦後処理について、平和友好
交流基金を設けた。

国連においては、このような状況を重視し、被害者の早期救済のための勧告（1994年5月人権小委員会現代奴隷制部会）をなすに至っている。日本政府は、1994年6月、ジャカルタにおける「女性と開発アジア太平洋閣僚会議」においても厳しい批判を受けた。いまや国際舞台において、日本政府は、「従軍慰安婦」問題に対する真摯な対応を求められていると言わざるをえない状況にある。このまま放置すれば、日本は女性^①差別^②の国として世界の孤児になるであろう。

以上の経緯をふまえて法的検討をなし、当連合会としての提言を早急になすこととした。

第2. 「従軍慰安婦」制度と問題の所在

1. 国家による「従軍慰安婦」制度の創設と管理

「従軍慰安婦」とは、軍隊内部または軍の管理下に、将兵の「性的慰安、すなわち性処理目的」でおかれた女性をいう。

日本政府が、1993年8月4日に発表した、いわゆる「従軍慰安婦」についての第2次報告書、1993年8月17日、国連人権小委員会において承認した事実及び民間の研究者による資料等によって明らかとされている事実は、次のとおりである。

① 慰安所設置の経緯

政府報告によれば、昭和7年、いわゆる上海事変が勃発したころ、同地の駐屯部隊のために慰安所が設置されたとの資料があり、そのころから終戦まで慰安所が存在していたものとみられるが、その規模、地域的範囲は、戦争の拡大とともに広がりをもせたとされている。

1932年のいわゆる上海事変には、上海派遣軍の参謀が「軍慰安所」設置の指示を出し、設置にあたり、1937年には中支那方面軍が、1938年には北支那方面軍が同設置の指示を行って設置し、1941年には関東軍が、1942年には南方軍が「従軍慰安婦」の徴集と配置を行っており、同じ1942年には、陸軍省人事局が「慰安施設」設置結果を報告している。また、海軍においては、少なくとも1942年の海軍省の文書に海軍省が、その設置と運営方針を決定していたことの記載がなされている。

このように、軍の最高司令部が「慰安所」を設置し、「従軍慰安婦」の配置を行ってきたのである。

② 慰安所が存在していた地域

政府は、今次調査の結果、慰安所の存在が確認できた国または地域は、日本、中国、フィリピン、インドネシア、マラヤ（当時）、タイ、ビルマ（当時）、ニューギニア（当時）、香港、マカオ及び仏領インドシナ（当時）であるとしている。

③ 慰安婦の総数

発見された資料には慰安婦の総数を示すものはなく、また、これを推認させるに足る資料もないので、慰安婦総数を確定するのは困難である。しかし、上記のように、長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したものと認めるとするのが、政府報告であり、総数は20万人とも言われているが明確ではない。

④ 慰安婦の出身地

政府報告では、今次調査の結果、慰安婦の出身地として確認できた国または地域は、日本、朝鮮半島、中国、台湾、フィリピン、インドネシア及びオランダである。なお、戦地に移送された慰安婦の出身地としては、日本人を除けば朝鮮半島出身者が多いとされている。このほか、公文書では、ベトナムも記載されており、マレー、タイ、ビルマ、インドについても、旧軍人の回顧録や元「従軍慰安婦」の証言などから明らかになっている。

⑤ 慰安所の経営及び管理

政府報告によれば、慰安所の多くは、民間業者によって経営されていたが、一部地域においては、旧日本軍が直接慰安所を経営していたケースもあり、民間業者が経営していた場合においても、旧日本軍がその開設に許可を与えたり、慰安所の設備を設置したり、慰安所の利用時間、利用料金や利用に際しての注意事項などを定めた慰安所規定を作成するなど、旧日本軍は、慰安所の設置や管理に直接関与したとしている。

軍直営の「慰安所」は勿論のこと、民営の形をとった軍専属の「慰安所」についても、建物は、軍が提供し、「慰安所」の規則、

利用時間、利用料金、各部隊の利用日の指定、衛生管理の内容を軍が決定し、「慰安所」の利用者の報告を業者に提出させるなど厳しい軍の監督、統制の下においており、これらは現地軍が行ったが、衛生管理については、陸軍省が通牒を出して指示している。

「慰安所」の規則では、「従軍慰安婦」の外出は逃亡防止および防諜上の観点から厳重に制限され、外に出る場合でも、「慰安所」のごく近くに限定されて拘束され、軍医、および衛生兵による性病検査が行われた。

⑥ 慰安婦の募集

慰安婦の募集については、政府報告においても、強制であったことを認めるに至っている。すなわち、軍当局の要請を受けた経営者の依頼により、斡旋業者らがこれに当たることが多かったが、その場合も戦争の拡大とともにその人員の確保の必要性が高まり、そのような状況の下で、業者らが、あるいは甘言を弄し、あるいは畏怖させる等の形で直接これに加担する等のケースもみられた。

朝鮮半島、台湾における「従軍慰安婦」の徴集は、軍が選定した業者や周旋人に行かせたものと官憲によって直接連行されたものがあるが、元「従軍慰安婦」の証言によれば、軍人、憲兵などが、家にきて無理やり連行されたり、路上で官憲につかまり連行されたなどの暴力的強制連行、及び金が儲かるよい仕事がある、工場、食堂で働かないか、看護婦として働かないかなど欺罔、あるいは甘言を弄して徴集されたものがある。

占領地域では、元「従軍慰安婦」によれば、日本兵が家にやってきたり、路上を歩いているところを暴力で連行、強姦され、監禁されて「従軍慰安婦」にさせられ、日本軍によって家族や村の住民が虐殺される状況の中で、若い女性が強姦されたうえ「慰安婦」とさせられている。また、文献によれば、軍が地元住民に「従軍慰安婦」の徴集を命じて集めさせたり、よい仕事があると騙して連れてきたものもある。

⑦ 慰安婦の輸送等

政府報告では、慰安婦の輸送に関しては、業者が慰安婦等の婦女子を船舶等で輸送するに際し、旧日本軍は、彼女らを特別に軍

属に準じた扱いにするなどして、その渡航申請に許可を与え、また、日本政府は、身分証明書等の発給を行うなどした。さらに、軍の船舶や車輛によって戦地に運ばれたケースも少なからずあった他、敗走という混乱した状況下で、現地に置き去りにされた事例もあったとされている。

「従軍慰安婦」を船で戦地に送る場合には、陸軍は日本船籍の軍用船に、海軍は軍艦や軍用船により、陸軍が陸路による場合は、鉄道や日本軍のトラックを使った。

日本から渡航する場合、「渡航証明書」の発行は各警察署が、朝鮮、台湾については総督府の下にある警察署が行ってきたが、1942年1月以降は、「従軍慰安婦」の渡航は、軍の証明書で行うようにとの外務大臣の指示が出され、軍の証明書のみによることになった。

このように、「従軍慰安婦」制度は、日本の軍、国家によって創設され、管理されてきたのである。

2. 被害の実態

(1) 「従軍慰安婦」のおかれた状況

日弁連第36回人権擁護大会シンポジウムにおいて、元「従軍慰安婦」の宋神道氏（韓国、在日）は、「昭和13年、16歳の時に働いて金を儲けることができると騙されてプジョーというところに連れて行かれ、どうするのかもわからないから泣くと、足では蹴飛ばされ、髪は引きずられるし、兵隊に刀を抜かれて、今でもあばら骨の右側に10センチ程の傷があります。泣きながらいろんな軍人を相手に、時には50人にもなり数えきれない。妊娠をして、8ヶ月になっても休ませてもらえず、子どもが死んだので、鏡を当てながら手で引っ張り出して山へ行って埋めた。生んで楽になっただろうと言ってまた働かされ、死んだほうがましと思ったがなかなか死ねなかった。風呂のバイ菌で子宮が腫れてしまって、それでも何日かたつと兵隊達が、わかわかわいてきて、殴られるし」といった状況のもとで、性行為を強要され続けた体験を語った。

日弁連が後援をした1992年12月の国際公聴会では、万愛花氏（中国）は、「日本軍が掃討作戦を展開していた地域で、15歳の時に、日本兵によって捕らえられ、日本軍の根拠地に連れて行かれて建物の一室に監禁され昼、夜を問わず日本兵によって、他の同じく連行された女性達とともに輪姦を繰り返された。2回逃げる事ができたが、3回目に捕らえられた時には、日本兵に輪姦され続けたあげく、殴られ続け、骨折して意識不明となり、裸のまま村の川に投げ捨てられ、助けられたが、3年間は動くことも出来ず、身長が18センチも縮まってしまい、妊娠する能力を失い、天涯孤独の身である。」と語った。同氏は、「痛みつけられた体を見て下さい。」と言って立ち上がったところ、失神してしまった。

同じく、マリア・ロサ・ヘンソン氏（フィリピン）は、「14歳の時に日本兵に強姦され、16歳の時に、家に帰る途中、検問所で呼び止められ、日本軍の駐屯地に使っていた病院に監禁されて、他の3人の女性達（2人は中国人であろう）とともに日本兵との性行為を続けて12人、少し休んでまた12人位との間で強要された。3ヶ月して夜、精米所に移され、1日20回はゆうに越える日本兵との性の相手をさせられたが、拒めば殺されるので拒めむことはできなかった。見張りがおり、駐屯地の中以外に出ることはできず、他の女性達と話すことも禁止されていた。全員がマラリアにかかって、悪寒があり熱があると言うと、銃剣で殴られ、医師がマラリアであると診断して、やっと休養することを許された。」と体験を語った。

このように、拒めば、殴られる、蹴られるなどの暴力をもって、あるいは殺されるなど銃剣や刀による脅しによって、「従軍慰安婦」に性行為を強要したものであり、その回数も1日に少なくとも数回、多い時には20回から50回におよぶ。ある慰安所規定によれば、朝9時から24時までを利用時間とし、休日は月1回としているが、多数の日本兵を相手に性行為をさせられたため性器が腫れあがっても、熱が出るなど病気になっても容赦されることはなく、殴られるなどして休むことはできなかった。拒否したり、

逃亡しようとして殺された者、病氣や怪我のため、もはや使いものにならなくなると放置され、あるいは池や川などに捨てられた者、自殺した者、戦闘に巻き込まれて死亡した者もある。

(2) 元「従軍慰安婦」の被っている後遺障害

膀胱炎、子宮内膜炎、卵管異常、吐血、閉経前の生理痛、子宮の痛みなどが残り、不妊、性病のため、戦後治療を受け苦労した事例、子宮摘出手術を受けた者など、子宮、母性機能に対する障害を残しており、殴られたり、蹴られたりなど暴行、傷害による痛みなどの神経症状、骨折による骨の変形や機能障害を残している。

「従軍慰安婦」が受けた精神的打撃は大きく、精神的な外傷後遺症（トラウマ）を現在に残している。そのため、不安、不眠、頭痛などの神経症状のほか、人間不信に陥る者、鬱病に罹患している者もいる。

3. 問題の所存

(1) 国際法・国際慣習法の無視、違反

上記にみるように、政府報告によっても、「従軍慰安婦」制度は国家・軍によってつくられ、かつ管理、運営されたものであり、強制によるものであったが、その実態は組織的、系統的に行われた強姦・輪姦の連続とも言えるものであって、これは第5に述べるように、当時、日本が批准していた条約に違反し、当時の国際慣習法にも違反する。

(2) 女性差別

強姦は、~~他者との性的結びつきを求める行為ではなく~~、他者の人格的価値を否定し、人間の尊厳を侵す行為である。軍が制度的に継続的に強姦を繰り返した「従軍慰安婦」制度は、その極致と言わざるを得ない。

そして、国家・軍が「従軍慰安婦」制度を自ら推進し、また、これにかかわった多くの業者、将兵もこれに追随した背景には、単に国家目的の最優先、戦争至上主義といったことにとどまらず、女性および女性の「性」に対する抜きがたい差別が存するのであ

る。

ここには、男性の性に奉仕する「モノ」としての女性観、抑圧の捌け口としての性行為観が明瞭にあらわれている。「従軍慰安婦」制度に、現在でも残存する性差別をあらさまなかたちで具現化したものである。「慰安婦」制度のもつ性差別としての問題性は、慰安所への徴集に際して、暴行・脅迫をともしない場合、あるいは「慰安」行為に対して対価が支払われる場合であっても、同様である。

(3) 民族差別

「従軍慰安婦」として徴集された女性のうち、朝鮮人女性の占める割合は、ある推算によると8割を占めるといわれ、公表された公文書によっても、日本人に比べて朝鮮人の数が圧倒的に多いことが明らかになっている。

1910年の日韓併合以来の植民地支配の中で、日本は、朝鮮の独立運動に対して徹底的な武力弾圧を加え、いわゆる皇民化政策により、朝鮮人からその民族性を奪い、戦争の長期化による人的資源の不足が生ずる軍人・軍属、軍需産業労働者として強制的に狩り出した。朝鮮人女性を「慰安婦」として狩り出したもの、このような植民地支配の下での朝鮮民族差別の一環としてなされたものである。

(4) 現代の問題としての従軍慰安婦

「従軍慰安婦」の問題は、決して過去の問題ではないことを特に強調したい。

第一に、被害者の女性たちは、現在も結婚できず、また結婚したとしても子どもができず、その他精神的なキズを癒すことができず、人権侵害をひきずったまま、あるいは現在も人権侵害を受けて生きているのである。その点で「現代」の問題である。

第二に、現在わが国の問題とされている管理売春、売春ツアー、レイプ、夫婦暴力、セクシャル・ハラスメントなどの「女性に対する暴力」の問題の根底には、「従軍慰安婦」制度と同じ性差別としての問題性が存する。

ことに、アジア人女性に対する人身売買による売春の強要、朝

鮮人女子学生に対するチマ・チョゴリの切り裂きなどの女性に対する人権侵害は、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける集団レイプの問題と同様に、女性に対する暴力が、「民族差別」と相乗して、引き起こされていると考えられる。

戦時下においては、軍の力により、女性に対する性差別と民族差別の極致として「従軍慰安婦」問題を暴発し、この「従軍慰安婦」問題を解決しないまま今日に至って、日本の経済的繁栄を背景に、現代の「女性に対する暴力」と「女性に対する暴力」と結びついた「民族差別」問題を惹起している。

私たちは、今、ようやく「従軍慰安婦」の問題の解決に向きあったばかりであり、「従軍慰安婦」の問題は、形をかえて「現代」を生き続けており、私たちが未だ克服していない、しかしながら克服すべき非常に重要な人権問題なのである。

1993年12月20日、国連総会において、女性に対する暴力撤廃宣言がなされ、1995年9月の北京で開催される第4回世界女性会議での大きなテーマの1つが、「女性に対する暴力」である。すべての「女性に対する暴力」を根絶するためにも、女性に対する暴力の極致としての従軍慰安婦問題を、今こそ解決すべき唯一の、最後の機会である。

（なにかいふ
たふたない）

4. 「従軍慰安婦」の被害者の求めているものと日本政府の対応

(1) 「従軍慰安婦」の被害者の求めているもの

「従軍慰安婦」の被害者は、「従軍慰安婦」に関する真相の究明、法的責任を認めたうえでの謝罪、金銭賠償、事実の歴史教科書への掲載、責任者の処罰を求めている。

(2) 日本政府の対応

~~そのように、国家・軍によって筆舌に尽くしがたい犠牲を強いられてきた元「従軍慰安婦」に対して、日本政府のとった対応は、きわめて不誠実であり、かつ、それ自体非人道的なものであった。~~

~~たとえば、1948年2月14日、バタビア臨時軍法会議が、オランダ女性慰安婦強制事件について判決を出し、「強制売春のための婦女子誘拐」、「売春強要」などで、日本人を死刑や禁固~~

争末期まで

~~刑に処していることに明らかなように、従軍慰安婦制度の維持・管理が、戦争犯罪であることが、当時においても明確になっていたにもかかわらず、何ら対応策がとられず、隠されてきたのである。~~

政府は、戦後直後に慰安所関係の文書について焼却命令を出して証拠隠滅を図り、その後も戦後40年以上にわたって何ら調査すらしないまま放置し続けてきた。

日本政府は、1990年6月、「従軍慰安婦」問題が国会で取り上げられるに至っても、国会答弁において、「民間の業者が連れ歩いたにすぎない」と関与を否定し、実態調査も拒否した。さらに、1991年4月、「慰安婦」とみられる者の名簿が見つかったが、当時の関係者からの事情聴取をしたが、関与していなかった。調査すべく努力したが手掛かりがない」と、あいかわらず十分な調査もしないまま国の責任を否定するに終始した。

その後、1992年1月、軍の関与を示す文書が発見されるに至り、ようやく、関与の事実を認め、また、首相が訪韓時に謝罪の言葉を述べたが、補償については日韓条約で解決済みとの態度を崩さなかった。また、同年7月には、政府の関与を示す文書をようやく公表したものの、強制連行についてはこれを裏付ける資料はないとした。

1993年8月4日、政府は、前述の第二次報告書を発表し、「総じて強制であった」と認めた。更に、日本政府は、1994年1月28日、女子差別撤廃委員会において、女子差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府の報告審議における同委員会委員からの本問題に対する早期解決を求める指摘に対し、これまでと同様に、「日本政府は、この問題について1991年12月から調査を開始し、1993年8月4日には、調査結果を発表しました。そこでは、肉体的にも精神的にも苦しみを受けてきた、こうした慰安婦の女性達に謝罪しました。従軍慰安婦問題については、日本政府は、これまでサンフランシスコ条約や関連する条約に従い、誠実に対応してきましたが、問題の性格上、どうしてもこのような自責と謝罪の気持を表せるのか、真剣に考えております。」と

回答をなしたが、現在に至るまで、何らの被害回復も行っていない。

第3. 日弁連における取り組みの経過

日弁連は、1988年11月、第31回人権擁護大会において、戦争被害の実態と補償のあり方について検討することを確認した。1991年8月の日弁連と沖縄弁護士会との共催のシンポジウムにおいて、はじめて沖縄における朝鮮人軍夫慰安婦問題が取り上げられた。そして、1992年10月に沖縄で開催された九州弁護士会連合会定期大会において、戦争被害者の国籍を問わず、国の責任において速やかな実態調査と全面補償をなすよう求める宣言を採択したが、そのなかで、「とりわけ強制連行による強制労働、軍夫、軍隊慰安婦などの問題は、人間の尊厳を蹂躪し、人道に反する犯罪として受け止めなければならず、その具体的な対応如何によっては、わが国の戦争責任に対する基本姿勢が問われることになる」と指摘した。

1992年7月、人権擁護委員会はシンポジウム「日本の戦後処理を問う」を、12月には、日弁連として国際人権セミナーを開催して戦争被害による人権侵害に関する検討を行い、1993年第36回人権擁護大会では、「日本の戦後補償」をテーマとしたシンポジウムを開催した。これに先立ち、日弁連は、韓国、朝鮮民主主義人民共和国、中国、台湾、フィリピン、香港、マレーシア、シンガポール、インドネシア、オーストラリアに調査団を派遣して、従軍慰安婦問題を含む戦争被害の実態調査を行った。これら調査結果と討議をふまえ大会当日は「戦争における人権侵害の回復を求める宣言」を採択し、そのなかで、戦争によって直接人権侵害の被害を受けた住民に対する補償がほとんど行われていない事実を指摘し、国は、被害実態と責任の所在を徹底して究明し、被害者に対する被害回復措置のあり方について、早急な検討をはじめめる必要があること、戦争の実相を後世に正しく伝える教育を行うべきことを指摘し、あわせて日弁連はそのために全力を尽くすことを誓った。

また、日弁連は、1993年6月、国連世界人権会議（ウィーン）において、従軍慰安婦問題について文書発言をなし、1994年6月、

世界女性会議の地域準備会である「女性と開発に関する第2回アジア太平洋閣僚会議」(ジャカルタ)においても、この性的奴隷等戦争犯罪に対する当事国による事実の究明と責任について発言を行った。

第4 国内裁判及び国連審議の現状と争点

1. 慰安婦裁判の提訴

日本政府による真相の究明、謝罪等を求めて、1991年12月6日、韓国人元「慰安婦」3名が東京地方裁判所に提訴し、翌年3月には6名が追加提訴した。さらに、同年12月25日には、釜山の元「慰安婦」2名が、山口地方裁判所に提訴した。

また、朝鮮人以外の「慰安婦」の存在が公文書からも明らかになり、1993年4月2日には、フィリピン人元「慰安婦」18名による提訴がなされた。

1993年4月、在日の元「従軍慰安婦」1名が東京地方裁判所に提訴し、1993年9月20日、フィリピン人元「慰安婦」28名が追加提訴した。1994年1月25日オランダ人元「慰安婦」1名が、東京地方裁判所に提訴した。

2. 国連における現状

- (1) 国連における日本軍「慰安婦」問題に関する~~アジア諸国ばかりか~~世界的関心は、高まる一方である。1993年6月、国連第2回世界人権会議において、ウィーン宣言・行動計画ⅡBの3「女性の平等な地位及び人権」において、武力紛争下における女性の人権侵害は、「国際人権法及び国際人道法の基本原則の侵害」であり、「特に、殺人、組織的レイプ、性的奴隷及び強制的妊娠を含むこの種のすべての人権侵害は、実効的な対応を必要とする」としている。この文言の審議においては、日本の「従軍慰安婦問題」が含まれることを意識して、原案の「現在の」人権侵害を「すべての」人権侵害と修正された経過がある。

1993年8月、国連人権小委員会は、日本軍「慰安婦」問題の研究を含め、「戦時奴隷制」の研究を行う特別報告者を任命する決議を採択した。日本政府は、1994年1月、第13会期国連女子

行やかい

差別撤廃委員会の委員から、日本の従軍慰安婦問題の早期解決を求める厳しい発言にあった。1994年3月、第50回国連人権委員会は、特別報告者ファン・ボーベン教授の報告書「人権と基本的自由の重大な侵害を受けた被害者の原状回復、賠償及びリハビリテーションを求める権利についての研究」を高く評価も、採択した。

採択も

さらに、1994年6月、「開発と女性に関する第2回アジア太平洋閣僚会議」における最大の焦点は、戦時下における組織的強姦への対応をめぐる条項について、日本の「従軍慰安婦問題」に関する文言であった。

採択されたジャカルタ宣言・行動計画は、「政府は、武装紛争下及び戦時の組織的強姦を厳しく非難し、これらの犯罪の侵害者を処罰する要求を支持するよう求められる」と述べている。日本政府の前記条項全面削除案に対し、本問題の関係国である朝鮮民主主義人民共和国、韓国、フィリピン、マレーシア外その他の国（合計9ヶ国）が反対し、原案どおり採択された。

採択

1994年8月の国連人権委員会の差別防止・少数者保護小委員会は、「内戦を含む戦時の組織的強姦、性的奴隷制および奴隷類似慣行」に関する作業文書をまとめることを決議した。特別報告者リンダ・チャベス氏が、作業文書の作成を行い、来年の人権小委員会に提出することになった。

及びNGO

決議では、日本など関係国が文書作成について、同氏に協力するよう求めている。「また、責任者の処罰がなされていない」問題につき、ギゼー、ジョワネ両特別報告者に対し、1995年夏に提出される「人権侵害者の不処罰問題」に関する報告作成に当たって、「従軍慰安婦問題」も考慮するよう勧告した。

行やかい
侵犯

（国連）に提出する報告を

《2》国連NGOの日本の「従軍慰安婦問題」に関する関心は高く、この問題について国連としての調査を実施すること、日本政府に対して上記要求を受諾するよう説得する措置をとること、問題解決のために仲裁機関などを設置する措置をとること、責任者の処罰のために国際刑事裁判所を設置することなどを要請している。

1

1) 学識者委員会(IGJ)は 1994年9月2日 日本に対して

「日本は被害者に対して十分な賠償を払う義務があり、被害者一人一人に謝罪の手紙を送るべきであり、被害者の名前を公表し、謝罪の手紙を送るべきである」と勧告する。日本政府はこれに反対した。

第5. 日本の法的責任

1. 条約、国際慣習法の遵守義務

憲法第98条2項は、「日本国が締結した条約および確立された国際法規はこれを誠実に遵守することを必要とする」と定め、条約ならびに国際慣習法を遵守する義務があることを定めている。そして、条約ならびに国際慣習法が国内裁判所で直接適用しうる法源として自動執行力をもつとするのが判例である。

2. 国際法、国際慣習法違反

(1) 国際人道法違反

国際人道法とは、武力紛争によって引き起こされる人道上の問題を最小限に止めることを目的とし、人道的理由から戦争の手段、方法を制限し、紛争によって実際にあるいは潜在的に影響を受ける人および一定の財産を保護することを目的とする一群の条約上または慣習法上の規則である。「従軍慰安婦」制度は、以下の日本が当時批准していた条約等国際人道法に違反する。

① 陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約

日本は、陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（以下、「ハーグ条約」という。）を、1911年11月16日に批准し、1912年2月12日、日本につき発効した。

同条約の付属規則である陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則（以下、「ハーグ規則」という。）では、占領地域についての規定として、第43条で、~~「占領者は、絶対的の支障なき限、占領地の現行法律を尊重してなるべく公共の秩序および生活を回復確保するため施すべき一切の手段を尽くすべし」~~と占領地の法律の尊重の規定をおき、第46条で、~~「家の名誉および権利、個人の生命、私有財産並びに宗教の信仰およびその遵守はこれを尊重すべし。私有財産はこれを没収することを不得」と~~私権尊重原則を定めている。

日本が、1931年以降戦争を拡大し、占領を行ってきた各占領地域において、強姦は刑事罰の対象となりており、当時の日本においても、1908年（明治41年）に施行された刑法は、第

(軍人)

177条で強姦罪を規定し、第3条で、これらの犯罪については、日本国民が国外で犯した場合も処罰することになっている。陸軍刑法は、第4条で帝国陸軍が占領地において刑法違反の罪を犯した場合は、「帝国内において犯したものと見做す」との規定をおき、1942年2月に改正された陸軍刑法は、第88条2で強姦罪、強姦致死傷罪を新設した。

占領地における強姦、性的虐待、性的奴隷化は、ハーグ条約第43条の占領地の法律の尊重に反し、第46条に定める、家の名誉、権利尊重義務、および個人の生命尊重義務など私権尊重義務に違反する。

② ジュネーヴ条約(1929年)

1929年のジュネーヴ捕虜条約を、日本は批准していないが、日本政府は、これを準用するとの回答(1942年1月29日の回答)を米国ほか各国に行き、対外的に表明し、民間抑留者に対しても、同年2月6日、「同条約の原則を準用しうる範囲において、抑留非戦闘員にも準用することに異存なし。但し、本人の自由意思に反し、労役に服せしめざるを条件とす」との回答を行った。

~~捕虜は、常に博愛の心をもって取り扱われるべき~~ ~~捕虜の保護を受ける~~

ジュネーヴ条約第2条は、「~~捕虜は、常に博愛の心をもって取り扱われるべき~~、且つ暴行、侮辱および公衆の好奇心に対して特に保護せらるべし」、第3条は、「捕虜は、その人格および名誉を尊重せらるべき権利を有す。婦人は女性に対する一切の斟酌をもつて待遇せらるべし。捕虜は、私権の完全なる享有能力を保持す」と定めている。占領地域における女性を拘束した上での性行為の強要は、民間人を抑留して性行為を行わせるものであり、また、捕虜収容所に収容中の女性を、「慰安所」に連行して性行為を強要することも行われており、これらはジュネーヴ条約第2条、第3条に違反する。

部々

③ 人道に対する罪

第2次世界大戦後、ニュルンベルク、東京でのドイツおよび日本の戦争犯罪裁判の法的基礎となった2つの国際軍事裁判所条例では、ハーグ条約、ジュネーヴ条約等戦時国際法違反の通例の戦

争犯罪に該当しない場合でも、戦争に関して人道に反する行為を犯した者を、「人道に対する罪」に該当するとして、これを処罰することを定めている。その行為は、「殺戮、殲滅、奴隷的虐待、追放その他の非人道的行為であり、もしくは「政治的又は人種の迫害行為」であって、それらが犯行当時の国内法上合法であったか否かを問わない。これらの犯行時期は、戦時中に限らず、戦争前でも、その相当な時期におよぶ。また犯行の相手が外国人であろうが、同国人であろうかも問わない。「従軍慰安婦」の実態は、性的な奴隷的虐使に該当するものである。

これらニュルンベルク、極東国際軍事裁判所条例とその判決において認められた国際法の諸原則は、第1回国連総会において全会一致で確認されている。

(2) 醜業を行はしむる為の婦女売買禁止に関する条約等違反

日本は、醜業を行はしむる為の婦女売買取締に関する協定（1904年）、醜業を行はしむる為の婦女売買禁止条約（1910年）、婦人および児童の売買禁止に関する条約（1921年）を、1925年12月21日批准した。

1910年条約第1条は、「何人たるを問わず、他人の情欲を満足せしむるため醜行を目的として未成年の婦女を勧誘し、誘引し、又は拐去したるものは、本人の承諾を得たる時といえども、また右犯罪の構成要素たる各行為が異なりたる国に互りて遂行せられたるときといえども罰せらるべし」と定める。

第2条は、「何人たるを問わず、他人の情欲を満足せしむるため醜行を目的として詐欺により、又は暴行、脅迫、権力濫用その他一切の強制手段を以て成年の婦女を勧誘し、誘引し、又は拐去したるものは右犯罪の構成要素たる各行為が異なりたる国に互りて遂行せられたるときといえども罰せらるべし」と定める。

1921年条約は、第2条で「男女児童」について、1910年の「条約第1条に規定するとき罪を犯すものを捜索し、かつこれを処罰するため一切の措置をとることを約す」と定め、第3条で、1910年条約第1条、第2条で定める犯罪の未遂、予備の処罰について定める。

日本は、1921年条約第14条に基づき、植民地を包含しないとの宣言を行っている。

しかし、第1、2条の規定によれば、犯罪の構成要素たる行為の一部が日本国内で行われた時も処罰の対象となる。

第2のとおり、政府が認めている事実によっても、「慰安婦」の強制連行、「慰安所」の設置、管理に、日本政府および日本軍の中樞部分が直接組織的に関与し、各部隊などの指示を与えている。また、その輸送には、日本軍の船舶が使用されており、日本の船舶は、国際法の上では日本本土とみなされる。

従って、これらの条約は、朝鮮半島、台湾出身の「従軍慰安婦」にも、占領地域の「従軍慰安婦」に関しても適用がある。多くの、「従軍慰安婦」は21歳未満であったことが、NGOの調査などで明らかとされているし、成人の場合にも、第2条に定める「詐欺により、または暴行、脅迫、権力濫用その他一切の強制手段を以て」「勧誘し、誘引し、又は拐去した」ものであることについては、政府報告においても、総じて強制であったと認めていること前記のとおりである。

日本政府、日本軍は、条約を批准しながら、これらの条約違反者を処罰しておらず、かえって自ら、多くの女性を「慰安婦」として戦場に強制連行して条約違反の行為を行った違法がある。

(3) 強制労働に関する条約違反

1930年6月28日、ILO第14回総会において、強制労働に関する条約（第29号条約）および勧告第35号、同第36号が採択され、日本は1932年11月21日、同条約を批准した。

~~第2条1項は、強制労働とは「或るものが処罰の脅威のもとに強要せられ、且つ右の者が自ら任意に申し出たるに非らざる一切の労働をいう」と定義されている。~~同条約は、公正な国際労働基準を定めるILO諸条約の中であって、労働者の権利に関する条約としてというより、基本的人権である人身の自由を定める条約として位置づけられている。1956年9月7日採択された、奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制類似の制度および慣行の廃止に関

する補足条約の前文において、1926年の奴隷条約と並んで、「1930年の強制労働に関する条約及び強制労働に関する国際労働機関のその後の活動を考慮し」として、同条約が奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制類似の制度および慣行の廃止に関する役割を持ち、かつ果してきたことが記載されている。

このような同条約の位置からして、奴隷に近い状況下における性行為の強要は、まさに同条約に定める強制労働に該当するものである。

現に、1994年のILOの条約と勧告の適用に関する専門委員会報告書によれば、売春とポルノによる子どもの搾取が、子どもに対する強制労働であり、ILO29号条約違反であるとして取り上げられているところである。

第11条によれば、女性はいかなる場合にも強制労働に従事させることは禁止されており、第25条は、刑事犯罪としての処罰は、本条約を批准する締約国の義務であると定めている。

✓
✓
なお、第2条2(d)項は、戦争など緊急の場合の労働の強制は、適用除外としており、政府は、1994年6月22日の国会答弁において、同項の除外に該当するかのような答弁を行っているが、同条項により除外されるのは、(d)項記載の緊急事態を乗り切るために必要とされる労務の提供であって、性行為が戦争遂行に必要な労務とは到底いえないことは明らかである。

「従軍慰安婦」としての性行為の強要は、強制労働条約に違反する。

(4) 奴隷の状態または隷属状態におかれない自由と権利の侵害

既に19世紀において、1814・15年パリ平和条約、1841年ロンドン条約、1862年ワシントン条約などの奴隷制に関する条約が存在した。奴隷制度は、人類の歴史の古くから存在したが、それに対する国際機関の取組みも、他の人権問題と比較すると、早くから始まり、国際法の中でも最も早くからユス・コーゲンスと見られてきた。

~~国際連盟は、植民地、委任統治制度下における奴隷制の問題を重要視し、連盟規約は、「委任統治地域における原住民ないし土~~

民の保護のうちに奴隷取引の如き濫用を禁止する」規定(22条)を定め、また、「加盟国は、自国及び商工業上の関係が及ぶあらゆる領域において、公正かつ人間的な労働条件の確保並びに維持に努力すべき」旨が定められた(23条)。

このような、19世紀前半に始まっていた奴隷制を禁じる国際法規範の形成は、1926年に奴隷条約の締結という形で結実した。日本はこの条約を批准していないが、この条約の基本的な部分は、単なる条約上の義務にとどまらず、国際慣習法となっていた。

条約は締約国に対して、所有物同然の状態(伝統的な「財産奴隷」)に置く意思をもって個人を捕捉、輸送する行為を防止し、禁止するよう義務づけているが、このような義務は、当時すでに国際慣習法として、すべての国を拘束していたものであり、日本もこれに拘束されていたのである。

前記のとおり、「従軍慰安婦」は、軍の指令の下に徴集され、軍法、非軍法を問わず一切の法例の適用がなく、契約関係もなく、完全な無権利状態に置かれていたといえるのである。

この実態は、まさに軍の所有物にほかならず、日本国は、このような状態におく目的で行われた女性の徴集、輸送を防止、禁止するどころか、自ら進んでこれを企画し実行したことにより、奴隷制を禁じる国際慣習法に違反したのである。

おはな奴隷取引

3. 日本法違反

(1) 民法709条、715条など

「従軍慰安婦」制度の創設、「慰安所」の管理・運営、「慰安婦」の強制連行・性的虐待・奴隷的拘束など、「従軍慰安婦」問題については、民法に基づく不法行為法の適用が考えられる。明治憲法下においても、判例は、国の私経済作用や非権力的行政作用について、民法の適用ないし類推適用を認め、官公吏個人の賠償責任についても、官公吏が職権を濫用し、故意に私人の権利を侵害した場合には民法の適用を認めていた。こうした判例理論の流れと民法の不法行為法の趣旨に鑑みた場合、明治憲法下におけ

る国の不法行為についてその適用を排除することは、きわめて妥当性を欠く。

ところで、戦争犯罪及び人道に対する罪については時効不適用条約が存在し、ファン・ボーベン最終報告書は、「人権侵害に対し、いかなる有効な救済も存在しなかった期間に関して、時効法は適用されてはならない。重大な人権侵害に対する被害回復に関連する請求は、時効法に従うべきではない」(137、15)としている。これについて日本政府は、1993年8月4日、官房長官談話において、「日本は、軍の関与の下に多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけたこと」を認め、「心身にわたり癒し難い傷を負われた方々に心からお詫びと反省の気持ちを申し上げ」、「そのような気持ちをどのように表するか真剣に検討する」としている。上記の国の責任について消滅時効を採用することは、権利の濫用というべきであって、消滅時効を根拠に責任を免れることはできない。

また、日本が占領した各国にも不法行為法は存在し、「慰安婦」に対する不法行為の一部は、日本国内においても行われていることからすると、法例11条によって責任を免れられるものでもない。

(2) 国家賠償法

憲法17条及び国家賠償法1条1項に基づく責任も考えられる。確かに国家賠償法附則は、遡及適用を一律に否定するが、「従軍慰安婦」に対する違法行為は、国際法上「人道に対する罪」や「通例の戦争犯罪」に該当する重大な人権侵害である。そして日本国憲法前文は、平和主義や基本的人権の尊重、国際社会において名誉ある地位を占めることを宣言し、これを基礎にして17条において法律に基づく国家賠償を規定しているのであるから、一律に遡及適用を否定する前記附則は違憲と考える余地がある。

また、違憲といえないとしても、立法の不作为による違法として国家賠償法の適用が考えられる。政府の、慰安婦に対する戦後補償は、憲法がまったく予定しないところであるから、国会議員には立法義務がないとする主張は、きわめて問題であり、憲法前

文、9条、17条、13条、14条、29条、40条、97条、98条をその趣旨・目的・精神に立脚して適正に解釈すれば、憲法は、「従軍慰安婦」のような重大な人権侵害の被害者に対する戦後補償法の制定義務を国会議員に課しているものと考えらるべきである。

③
④ 日本の国家責任

(1) 条約に定められた責任の規定

1907年の陸戦の法規慣例に関する条約第3条（ハーグ条約）は、「前記規則の条項に違反した交戦当事者は、損害ある時はこれが賠償の責任を負うべきものとす。交戦当事者は、その軍隊を組成する人員の一切の行為に責任を負う」と定め、交戦当事国の損害賠償責任の規定をおいている。

~~当時は採択されていなかったが、1949年のジュネーブ4条約は、第1条約は、51条で、第2条約は52条で、第3条約は131条で、第4条約は148条で、締約国の責任として、F締約国は、前条に掲げる違反行為に関し、自国が負うべき責任を免れ、または他の締約国をして、その国が負うべき責任から免れさせてはならない」と定めている。~~

~~ジュネーブ4条約は、「条約に対する重大な違反行為を行い、または行うことを命じたものに対する有効な刑罰を定めるために必要な立法を行うことを約束する」と定め、捜査し、公判にかけなければならないと定め、土記の規定をおいているのである。~~

~~ジュネーブ条約の追加議定書では、第91条で責任の規定をおき、「諸条約またはこの議定書に違反した締約国は、必要な場合には、賠償を支払う責任を負う。紛争当事国は、自国の軍隊を構成する者が行った全ての行為について責任を負う。」と定めている。~~

ハーグ条約第3条の被害者に対する加害国の賠償、補償責任はジュネーブ諸条約、ジュネーブ条約の追加議定書でも繰り返し定められている。従って、当時ハーグ条約を批准していた日本は、

同条約第3条により、同条約および付属規則違反について賠償責任を負っている。

また、前記日本が批准した醜業条約、強制労働条約並びに国際慣習法違反の日本が犯した国際不法行為に対しては、日本は国家責任を負っており、これを果たさねばならない。

(2) 被害者の被害の回復を求める権利

第2次世界大戦後は、人間の固有の尊厳に由来する、平等でかつ奪い得ない人権を保障し、人権および自由の普遍的な尊重および遵守をする義務を各国が負っていることが、世界人権宣言をはじめ国際人権規約で定められた。

そして、この人権は一人一人に保障されるものであり、人権の侵害に対しては、被害者は効果的な救済を受ける権利を有すると定められている。

世界人権宣言第8条では、「すべて人は、憲法または法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を存する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する」と定めている。

また、日本も批准している国際人権規約B規約第2条3項aは、「この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること」と定めている。

このように、国際人権法においては、権利を侵害された被害者の被害の回復を求める権利を定め、更に、これを効果的な救済を受けることのできる強制可能な権利であると定めている。

国際人権諸機関の関連する決定及び見解の中では、例えば、規約人権委員会は、締約国が違反を救済する効果的な措置をとる義務を負うとの意見を述べたことに加えて、違反の性質や被害者の状態によって、必要とされる救済措置について締約国が以下のような義務を負うとの見解を表明してきた。

a 事実を調査すること、b それについて適当な行動をとること、c 責任があるとされた者を裁判にかけること、d 被害者に対し、規約が規定し、および保障する取扱いを行うこと、e

被害者に医療を提供すること、f 被害者またはその家族に対して賠償を支払うこと

また、委員会の見解では、身体に対する傷害や損害のみならず精神的な傷害や損害についても、賠償の金額または性質を決定するための基礎とされてきた。

(3) 国連人権委員会の特別報告者による最終報告書

国連の人権小委員会は、重大な人権侵害の被害の救済のため特別報告者を任命し、1993年7月、ファン・ボーベン特別報告者によって、「人権と基本的自由の重大な侵害の被害者の原状回復、賠償、リハビリテーションを受ける権利についての最終報告書」が出され、これは1994年3月、第50回国連人権委員会で採択された。^{採択}

この報告書の一般原則では、「国際法の下でいかなる人権の侵害も、被害者に、賠償についての権利を発生させる」が、「人権および基本的自由の重大な侵害」という概念には、少なくとも「ジェノサイド、奴隷制度および奴隷制類似の慣行、即決のあるいは恣意的な処刑、拷問、残虐な又は非人道的な取扱又は刑罰、強制による失跡、恣意的かつ長期の拘留、国外追放または強制移動、特に人種や性別に基づく系統的差別が含まれる」(一般原則1)とされており、「従軍慰安婦」制度は、「奴隷制度および奴隷制類似の慣行」、「残虐な又は非人道的な取扱」に該当するものである。

また、「人権および基本的自由を尊重し、また尊重を確保する国際法上の義務に違反した場合には、すべての国家が被害回復を行う義務を負う。人権の尊重を確保するための義務には、違反行為を防止する義務、違反行為を調査する義務、違反行為者に対し適切な手段をとる義務、被害者に救済を提供する義務を含む。国家は、人権の重大侵害に責任あると思われるいかなる個人も、自己の行動に対する責任から免れることはないことを確保しなければならない。」(原則2)とされ、「人権侵害の被害者への被害回復は、侵害行為の結果をできるかぎり除去し、侵害を防止し、阻止することによって、被害者が受けた苦しみを救済し、被害者

に正義を与えることを目的とする」(原則3)。「被害回復は、被害者の必要や要求に応えるものでなければならず、侵害の程度と被害の程度に応じたものでなければならない。これは、原状回復、補償、リハビリテーション、満足、再発防止の保障を含んでいる」(原則4)。「国際法のもとで犯罪を構成する人権侵害に対する被害回復には、違反者を訴追し、処罰する義務を含んでおり、処罰を受けないことは、この原則と相いれない」(原則5)。「被害回復は、直接の被害者および、適当な場合には、被害者の肉親および被扶養者、直接の被害者の特別の関係者が請求することかできる」(原則6)。「国家は、被害者の集団が集団的請求や集団的な被害回復を受けることかできるように、適切な法の制定をなさねばならない。人権侵害の結果、自己を発展させ進歩させる機会を奪われた者に対しては、その機会を与えるための特別の措置が講じられねばならない」(原則7)とされている。

日本は「従軍慰安婦」の被害者に対して、この原則に合致する責任を果たさねばならない。

(4) 条約等の請求権放棄条項について

政府は、条約等の請求権放棄条項の存在をもって、「従軍慰安婦」問題についても解決済であるとの態度を示してきた。

しかし、サンフランシスコ講和条約等の条約の締結にあたって、その他の経済協力協定等の締結にあたって、「従軍慰安婦」問題が、その議題となったことは全くなかった。

それどころか、「従軍慰安婦」制度を日本政府がとってきたことを否認してきた。世論や民間の調査による事実~~を~~に、否認し続けることができなくなったことは前記のとおりである。

しかるに、政府は、条約等の請求権放棄条項の存在をもって、解決済であるとの態度をとり続けているので、以下この点につき述べることにする。

① 裁判所、国会における政府の答弁

日本政府は、裁判における主位的主張として、条約、協定においては、日本国の外交保護権の行使を放棄したものであり、個人の請求権を放棄したのではないと答弁し、国会答弁においても

日本国憲法は

とある

15

軍

創設に事つま

究明

により

同じ答弁を繰り返してきた。

例えば、1991年8月27日参議院予算委員会において、柳井俊二外務省条約局長は、日韓請求権協定の規定については、「日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法上の意味で消滅させたものではございません。日韓両国間で、政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることはできない、こういう意味でございます」と答弁しており、日本政府は、日本が当事者となった条約などの国家間の合意で、日本人の外国等に対する請求権の場合と外国人の日本国に対する請求権のいずれについても請求権放棄はなく、外交保護権の放棄にとどまるという見解を表明しているのである。

② 国家が国民の権利を放棄できる法的根拠の不存在

国家と国民とは別の法主体である。国内法上の権利であれ、国際法上の権利であれ、国家が国民の権利を他国との条約等によって何故放棄できるとするのか、その根拠は明らかではない。

20世紀初頭まで、王政、帝政が普通であり、国民は王や皇帝の財産とされ、明治憲法のように、国民には主権がなかったが、この場合、国家は国民の権利を放棄することも可能であろう。

しかし、現代社会において、個人の権利を尊重すべき立場にある国家が、別の法主体である個人の権利を放棄し、あるいは消滅したとする法的な根拠は存在しない。

③ 国内補償義務のない放棄条項

日本が当事国となっている条約の放棄条項については、日本国民の外国に対する請求権についても、外国人の日本国に対する請求権についても、他の諸国間の規定と異なり、その所属国における補償義務が規定されていない。

国家が個人の請求権を放棄できる根拠は明確ではないにしても、国内補償義務が規定され、現実にはその補償がなされるのであれば、個人の請求権は、結果的には満たされたことになる。

しかしながら、日本国が当事国となっている諸条約等（ミクロネシア協定、阿波丸協定を除く。）は、このような日本国あるい

は相手国の国内補償義務を規定した条項は入っていない。

個人の権利は、国家が一方的に放棄し、個人は補償も受けられないことは極めて酷であって、到底許されない。

④ 日本政府の立場と国際上の信義及び禁反言

~~日本政府の立場は、前記のように個人の国際法上の請求権は認められないとし、日本国民の外国に対する請求権と外国人の日本国に対する請求権のいずれについても、前述の放棄条項は個人の国内法上の請求権には影響を与えず、ただ国家の外交保護権の行使を放棄したとするものである。~~

個人の国内法上の請求権は放棄の対象とならない旨、司法及び立法の場で表明し、これを内外に明らかにした日本としては、この言質に責任を持たなければならない。このように繰り返し表明してきた日本が、今更前言を翻して請求権を放棄したものとすることは国際上の信義に照らし、また禁反言の原則に照らして許されない。

以上いずれの点からみても日本は、日本が当事者となっている諸条約において、個人の請求権が放棄されたとすることはできないのである。

(5) 戦争犯罪、人道に反する罪と処罰

① 戦争犯罪

ハーグ条約やジュネーヴ条約などの戦争法規違反の行為は、通例の戦争犯罪とされ、これらの戦争法規違反に対して、相手国が違反者を軍事裁判に付し、戦争犯罪人として処罰しうるのは、条約等に明文の規定はなかったが、国際慣習法として承認されているところであった。

極東国際軍事裁判所条例第5条は、同裁判所の管轄に属する犯罪として、イ、平和に対する罪、ロ、通例の戦争犯罪即ち、戦争法規又は戦争慣例の違反、ハ、人道に対する罪をあげている。

第2次大戦後、各地で戦争犯罪裁判が行われたが、東京裁判の外、裁判地は、以下のとおりの国がそれぞれ管轄する48ヶ国であった。(アメリカ5、イギリス11、オーストラリア9、オランダ12、フランス1、フィリピン1、中国10)

各裁判においては、戦争犯罪人裁判規程等により起訴され、裁判が行われたが、強姦で起訴されたものは、米国による裁判に関しては、マニラ裁判で35件、グアム裁判で売春強制が1件であり、フィリピンによるフィリピン裁判については、強姦あるいは強姦の許容が45件、中国による裁判で売春強制3件であった。

オランダが裁判を行った、バタビア臨時軍事法会議による判決では、オランダ女性に対する強制売春のための婦女子誘拐、売春強制、強姦で9人が有罪とされている。

例えば、フィリピン裁判のインファンタケースでは、住民虐殺が行われていた地域におけるものであったが、家から日本兵によって将校の家に連行され強姦され、家に監禁され、4ヶ月間、夫婦のような関係を強制され、一週間に一回、同将校との性関係を強要されたケースで、同将校が強姦罪で起訴され、終身刑が言い渡されている。

これと比較しても、日本軍の駐屯地に連行され、監禁され、他の女性達とともに、一日20人を越える日本兵との性行為を強制されていた「従軍慰安婦」のような、日本軍によって行われた組織的、系統的でかつ集団による強姦が、戦争犯罪としてその責任を問われないいわれはない。

日本は、サンフランシスコ講和条約第11条で、これら戦争犯罪法廷の裁判を受諾している。

② 人道に対する罪

戦争犯罪と人道に対する罪への時効不適用条約が、1968年11月26日、国連総会で採択され、ドイツは、条約を批准し国内法により時効期間を延長、廃止し、これに対する訴追のための機関を設置して、現在もなお戦争犯罪人の捜査、訴追、処罰を続けている。フランスは、この条約の批准はしていないが、国内立法により時効を停止して、人道に対する罪による処罰を行っており、1994年5月にも、重罪裁判所の判決が出されている。これは、「戦争犯罪と人道に対する罪のような重大な犯罪については、時間の経過とともにその犯罪行為が消滅されてはならない程に重大なものであって、これに対する処罰なくしては、正義は達

成しえない。」との理念に基づくものであり、これらに対する時効不適用原則は、多くの国によって承認され、今や国際慣習法となっていると言える。

③ 日本における不処罰

国連規約人権委員会をはじめとする国際人権諸機構は、「締約国の事実の調査、犯罪者の処罰」の義務を示し、国連特別報告者の最終報告書においても、「国際法のもとで犯罪を構成する重大な人権侵害に対する賠償は、責任者を訴追し、処罰する義務を含んでいる。」とされているところである。

日本も、~~連合国による平和に対する罪の処罰や重罰を回避する目的があったと言われているとはいえず~~、1945年12月20、帝国議会衆議院は、「戦争責任に関する決議」を採択し、「国際条規に背反する惨虐行為を行いたる刑事犯罪」などの戦争責任の「所在を糾し、将来斯の如き不祥事再発の危険を杜絶するの途を講せざるべからず」としていた。

しかしながら、日本は今日に至るも、自ら責任者を訴追し処罰する義務を果たしたことはない。

(6) 不処罰を理由とする賠償義務

日本政府が、旧日本軍による「従軍慰安婦」問題について十分な調査も真相究明もなさず、行為責任者処罰を怠ってきたことは事実であり³。行為責任者に対する処罰義務は、国際法上の義務であって、この義務は履行されない限り消滅することはない。日韓協定は、刑事責任、処罰義務問題を含むものではなく、「従軍慰安婦」問題は処~~り~~済みと言うことはできない。~~不処罰を理由とする賠償義務は、被害者の求める被害回復請求の内容の全てを理由付ける根拠となり得るのか、今後の研究の余地がある。~~

「従軍慰安婦」の被害者に対する加害行為者に対し、政府が処罰義務を果たさなかったことを理由にして、国家に被害回復措置の義務があるとする考えがある。この考えは、前記ファン・ボーベン最終告書一般原則の原則2において明らかにされているとおりである。これによれば、人権確保義務には、「違反者に対し適切な手段をとる義務」が含まれるもので、「適切な手段」には処

アメリカ・メキシコに於ける
訴訟

罰が含まれるのであるから、処罰義務の違反は、人権確保義務の違反として、「被害回復義務」、「被害者に救済を提供する義務」を生じさせる。

また、国際法上の義務違反については、常設仲裁裁判所の仲裁判決として、処罰義務を果たさなかったことを理由として、国家に被害者の遺族のために損害賠償の支払いを命じた例がある。

(1926年11月16日、アメリカ対メキシコ ジェーンズ事件ほか)

従って、「従軍慰安婦」問題について、処罰義務を果たしていない日本政府は、不処罰を理由とする賠償義務を負うものと考え

は、賠償義務の法的根拠となりうるものと考え、
（余の如く）（される）
今後あるべき責任の所在が空しく

第6 提言

日弁連は、前記のとおり第36回人権擁護大会において宣言を行い、その実現のため全力を尽くすことを誓った。

ところで既に提起されている民事訴訟による解決は、三審制の日本の民事裁判手続においては、最高裁判所の判決を得るまでには、本件のように前例のない困難な事件では、殊に、10年、20年と長期化することも予想される。被害者は、最若年者でも63才で高齢である。韓国だけでも、昨年は3名、今年になって既に1名の被害者が死亡している。日本政府が、「被害者が死ぬのを待ったために解決を引き延ばしている」と批判される所以であり、早期解決に至らない。

また「はじめに」に述べたとおり、日本政府は個人補償はしない方針を明言している。しかし、以上検討したとおり、日本政府は、早急に法的責任を果たすべきであると考え、次のとおりの提言をする。

1. 被害実態の把握と責任の所在の明確化などの真相の徹底した究明とその開示

政府が、従軍慰安婦問題についての報告書を出したことは前記のとおりであるが、その被害実態の把握は十分なされているものではなく、未だ元従軍慰安婦が名乗り出ることも困難な状況にある国も

あり、海外の協力も得て、被害の実態の調査を行わねばならない。

とりわけ、被害者の実態を解明するため、被害者からの事情聴取が行われねばならず、かつ民間の研究者の研究成果、意見についてもこれを十分聴取すべきである。

この場合、被害者やその家族、証人、友人が嫌がらせや脅迫、報復から保護されねばならない。

また、責任の所在を明らかにし、「従軍慰安婦」は売春婦ではなく、被害者であることを十分に明らかにするとともに、全ての資料を開示せねばならない。

「従軍慰安婦」問題を含む戦後補償問題についての一層の真相究明および被害者への補償を、具体的に検討する特別委員が国会に設置される必要がある。

会

2. 被害者に対する被害回復措置

(1) 被害回復措置

① 謝罪および名誉の回復措置

1992年に宮沢首相が、1993年に細川首相がそれぞれ韓国民に対して、1994年村山首相が東南アジア諸国訪問に際して、謝罪の意を表明したが、この謝罪は、事実を公式に認め、責任を引き受けることを含む謝罪にはあたらない。

従って、国会決議で国家の責任を明確にしたうえでの謝罪を行うべきであり、併せて被害回復の具体化をはかるための前記特別委員会を設置すべきである。

なお、金銭賠償が行われるに際しては、アメリカ、カナダの日系人に対する場合のような、被害者個々人に対して謝罪文の交付がなされるべきである。

② 賠償

まず、被害者個人に対する賠償がなされねばならず、その賠償は次の内容を満たすものでなければならない。

イ。「従軍慰安婦」被害者は、いまなお心の傷を負って苦しんでおり、肉体的な後遺障害を残しているものもあり、これらを治療するための医療の提供、医療費の支給、リハビリテーション

のための医学的、心理学的、あるいはそれ以外の方法によるケアやサービスがなされねばならない。

ロ、賠償は、その受けた肉体的、精神的苦痛に対する慰謝をするのに十分なものでなければならず、名誉を回復するものでなければならぬ。また、結婚の機会を奪われたり、妊娠のできない体とされた被害者もあり、これらに対する慰謝もなされねばならない。

ハ、従軍慰安婦として連行された間の教育の機会、職業訓練の機会の喪失やそれに伴う稼働能力の喪失、戦後も社会の偏見の中で就労の機会を得ることが困難であったことによる損害も賠償されねばならない。

長期にわたって放置してきたことにより、被害者は高齢となっており、老後の生活援助もなされねばならない。

ニ、「従軍慰安婦」被害者は高齢化しており、かつ既に亡くなっている場合も多いことを考慮し、被害者個人に対する賠償の外、既に亡くなった被害者に対する賠償金は、女性問題の解決のために役立てるべきである。

(2) 賠償の方法

「従軍慰安婦」を含む戦後補償法を制定し、賠償を行う必要がある。戦後補償立法については、戦後補償は、日本が真に人権を保障し擁護する国家となっていくためにも、国際的信頼を得ていくためにも、日本人全体が主体的に解決すべき問題であるとの認識に立って、早急に国民的合意を形成し、立法を行うべきである。

なお、被害回復にあたっては、政府が責任をもって被害者を探索し、謝罪と賠償を行う方法が必要である。

3. 常設仲裁裁判所の利用

日本が自ら解決するのが原則であるが、常設仲裁裁判所による解決もあり、被害者がこの方法による解決を求めた場合には、日本政府はその要求に応じるべきである。

常設仲裁裁判所は、1899年第1回ハーグ平和会議によって採択された「国際紛争平和解決条約」によって創設された。この条約

には、日本も1899年に加盟している。仲裁裁判所は、この裁判所のために建設された。常設仲裁裁判所は、もともと国家間紛争を平和的に解決するために設置されたが、現在では、一方が国家であり他方が私人である場合であっても利用できる手続(1962年規則が1993年7月に改正されている)が設けられている。

同裁判所を利用すれば、当事者の協力により、短期(例えば1年以内)に法的論争に最終結論を得ることも可能であると考ええる。上訴がないので、法的論争は、一審限りで最終的解決となる。~~仲裁判決は、双方当事者を法的に拘束するので、結論は最終的に法的論争を決着させるものとなる。この国際的・客観的・法的判断は、全面解決の指針となる。~~

~~仲裁裁判官には、国際的・第三者の権威者を得ることができる。双方の合意で、当事者の出身国裁判官を避けることも可能であり、公正が確保されるので、被害者側からも信頼を得やすい。日本政府の主張も十分公平に聴取されるので、双方当事者にとって納得のできる手続が保障されうる。~~

~~仲裁の手続の利点としては、手続が通常訴訟よりも柔軟簡略であり、早期解決に向いている。また、仲裁合意によって国際法及び衡平及び善を裁判基準として用いることができることも利点である。国際法、殊に戦前のそれには不十分な点が少なくないが、それを衡平法によって補うことも可能である。そうすることによって、国際法の欠如から、不合理な結果が出されることを避け、できる限り常識的・客観的解決をはかることも可能になると考えられる。~~ ので、

しかし、仲裁裁判がなされたなら、両当事者は、これまでの経過を越えてこれに従う必要がある。できるだけ公正な客観的・法的判断が得られることにより、早期に当事者間の法的論争を終結して、その結果を基礎として、その後の全面解決の指針とな~~り~~得る。国際的に中立な立場を保持しうる常設仲裁裁判所の利用は、一つの選択であると考ええる。 (レ)

但し、常設仲裁裁判所を利用するためには、日本政府と被害者間で仲裁合意が成立することが必要である。

よって、被害者側が要求した場合は、日本政府は、直ちにその要

求に応ずるよう提言する。

4. 歴史教育

1972年日中国交回復の際、中国の周恩来首相は、わが国の田中首相に「前事不忘、后事之師」という言葉を送り、歴史を教訓とし、将来の戒めとしなければならないと説いた。同じく、1985年、西ドイツ（当時）のヴァイツゼッカー大統領は、加害者の立場から「過去に目を閉ざす者は、現在をも見ることができない」と訴え、歴史教育の重要性を説いた。

先頃、「南京大虐殺はなかった」、「アジア・太平洋戦争は侵略戦争でなかった」と発言し、国内外からの厳しい批判を受けて、永野法務大臣（当時）は辞任を余儀なくされたばかりのところを、こんどは桜井環境庁長官（当時）が、「日本も侵略戦争をしようと思って戦ったのではない」など発言をし、発言後2日で更迭を余儀なくされた。さらに遡れば、日本の植民地支配を肯定した藤尾文部大臣発言（1986年）、日中戦争の侵略性を否定した奥野国務大臣発言（1986年）など、閣僚の歴史認識を欠いた発言がくり返されている。このような事態を見ると、歴史教育は、重要である。

ところで、「従軍慰安婦」問題については、ノンフィクション作家の千田夏光氏が、1978年に「従軍慰安婦」（三一書房）を上梓するなど、すでに20年以上も前から語られていた。しかし、~~これまで今日ほど大きな問題意識を持って語られることはなかった。~~
~~戦争には殺戮、財産侵奪、強姦がつきものであるということ、それは戦争一般の悲惨さの中に解消されてしまっていたからである。~~

~~今日、「従軍慰安婦」被害者本人達が名乗り出て、直接日本政府に対して賠償を請求したことから、被害者から突きつけられ、私達は、ようやくこの問題の重大さを認識するに至った。~~

このようなことを二度とくり返さないためにも、学校教育や社会教育を通じて、事実は正確に語り継がれなくてはならず、歴史教科書への事実の記載は、不可欠である。

また、戦争に関する資料センター等を設置し、資料を保存し、公開せねばならない。

5. 国連の「戦争犯罪及び人道に反する犯罪に対する時効不適用に関する条約」の批准・実施を検討すること

既に「第5. 日本の法的責任の4の(5) 戦争犯罪, 人道に反する罪」で検討したとおり, 「従軍慰安婦」のような組織的・継続的且つ集団による強姦の行為者は, 犯罪行為を犯した者であって, 刑事責任が問題に~~なる~~。この場合は~~時効は適用されない~~。

と~~なる~~。ところで, 当時の日本法を適用して, 日本の司法当局が責任者の処罰を考えると, 「犯行から50年近くを経過した現在では公訴時効が完成しており, 現行日本法上は罪刑法定主義(憲法第31条)の立場から処罰はできない」との主張が考えられる。

しかしながら, 戦争犯罪及び人道に対する罪に関しては, 時効不適用に関する条約を批准し, 実施することを検討すべきであ~~る~~。また, ~~その他の条約違反に関しても, 市民的政治的権利に関する国際規約第15条第2項にいう「国際社会の認める法の一般原則により実行の時に犯罪とされていた作為又は不作為」(本件のような場合には, それに該当すると考えられる)を適法立法により処罰する可能性は, 法理論的に否定できないと考える。~~

6. 戦争犯罪等を裁く国際刑事裁判所の創設を検討すること

「従軍慰安婦」に対する加害行為は, すでに述べたとおり戦争犯罪及び人道に対する罪など, 国際法及び国際正義に違反する犯罪を構成する。

わが国は, ~~ポツダム宣言受諾に際し, 合衆国の俘虜を虐殺した者を含む一切の戦争犯罪人に対する厳重なる処罰を受諾し, また, サンフランシスコ平和条約締結に際し, 極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾した。しかも, それらの裁判によ~~て全ての上記犯罪の処罰がなされたわけ~~ではない~~。「従軍慰安婦」問題に関しては, ほとんど行為者の処罰がなされていないことは, 前記のとおりである。

ウィーン宣言及び行動計画(国連文書A/CONF・157/23 1993年7月12日) II B 3 パラグラフ 38は「武力紛争の状況における女

(12頁参照)

しかしこのA/CONF
157/23の42頁
を参照せよ

~~性の人権侵害は、国際人権法及び国際人道法の基本的原則の侵害である。特に、殺人、組織的レイプ、性的奴隷及び強制的妊娠を含むこの種のすべての人権侵害は、実効的な対応を必要とする」と述べ、~~
の「すべての人権侵害」には、起草委員会の原案修正における作成結果によれば、現在ばかりか過去の人権侵害を含むもので、旧日本軍による「従軍慰安婦」問題を包括するものと解釈されている。

第2次大戦後史上初めて設置された国際軍事裁判所として、ニュルンベルグ国際軍事裁判所および極東軍事裁判所は、戦争犯罪を裁いた。また、昨年国連は、旧ユーゴスラビアの戦争犯罪を裁く特別の国際裁判所の設置を決定した（安保理決裁808、1993年）。

しかし、戦争犯罪などを裁く常設の国際刑事裁判所は、これまでに存在しない。すべての戦争犯罪や人道に対する罪に違反した行為者を厳格に処罰し、かかる犯罪の再発を防ぐためにも、何時でも訴えに基づいて審理のうえ裁くことのできる常設的な国際刑事裁判所の設置を検討する必要があると考える。

ウィーン宣言と行動計画ⅡE実施及び監視方法、パラグラフ92は、国際法委員会に対し、国際刑事裁判所に関する作業を継続するよう勧告をなし、国際法委員会は、1994年7月22日、幅広い国際犯罪を裁く国際刑事裁判所を新設するための設置案を採択した。

以上の検討の結果国際刑事裁判所の創設を検討すべきである。

あり

あり

ウィーン宣言と行動計画 (13) 下巻は
新設 組織的レイプを特に非難し処罰し
裁くべき

あり